

庁議事案書

日 付	令和 7 年 8 月 5 日（火）	会議種別	政策会議
事案名称	受益者負担の考え方(素案) の策定について		

1. 事案の概要

提案理由 取り組み内容	【目的】 本市における受益者負担の考え方について、様々な検討を重ね、その基準の策定に向けて準備を進めてきました。現状の受益者負担においては、近隣自治体との水準比較、本市の類似施設との均衡などを主な理由として決定してきましたが、その金額は多くの施設で見直すことなく、長年据え置かれてきました。近年の物価高騰等により行政サービスにおける管理運営コストが年々増大しており、今後の持続可能な行政サービスの提供を行うため、これまで検討していた施設使用料の考え方に、手数料を加え、行政サービス提供に要する経費や負担割合、その算定方法を明確にする「受益者負担の考え方」を策定するものです。 【考え方の概要】 行政サービスを利用する方と利用しない方の負担の公平化を図るため、それぞれのサービス内容に応じて施設ごとに「民間による提供の可能性」及び「市民による選択性」の視点からの4つの領域に分類し、さらにその各領域における「生活への影響度合い」の視点を含めて総合的に勘案し、負担割合を決定します。また使用料等を算定する経費を明確に示し、変動料金を導入する等必要事項を盛り込みました。また、本考え方では、必要な時期において料金等の検証及び見直しを繰り返すこととしました。 【今後の予定】 <table><tr><td>令和7年</td><td>8月22日</td><td>全員協議会</td></tr><tr><td></td><td>9月</td><td>パブリックコメント</td></tr><tr><td></td><td>10月</td><td>策定</td></tr><tr><td></td><td>12月</td><td>庁内調整開始</td></tr></table>	令和7年	8月22日	全員協議会		9月	パブリックコメント		10月	策定		12月	庁内調整開始
令和7年	8月22日	全員協議会											
	9月	パブリックコメント											
	10月	策定											
	12月	庁内調整開始											
審議事案等	受益者負担の考え方の策定について												

2. 行政計画等との関係

(1)茅ヶ崎市総合計画					
主たる政策目標		将来都市像の実現に向けた行政経営			
関連する政策目標					
(2)その他関連計画		茅ヶ崎市行財政経営改善戦略			
(3)関係法令					
事案担当	企画政策部行政改革推進課			内線	2523
関係部課	全庁				

政策会議結果報告書

1 開催日	令和7年8月5日（火）
2 件名	受益者負担の考え方(素案)の策定について
3 事案担当	企画政策部行政改革推進課
4 関係部課	全庁
5 出席者	■ 市長 ■ 副市長 ■ 副市長 ■ 教育長 ■ 病院事業管理者 ■ 出席 □ 欠席
6 説明者	
7 会議結果	本案件については、提案のとおり承認される。
8 主な意見等	＊ 現時点のサービス提供に係るコストを把握することが重要であると考えてるが、本考え方を策定した後、各施設の所管課がコストを算定するのか。【岸副市長】 → お見込みのとおりです。 その後、所管課と施設の負担割合を検討、近隣市との比較、激変緩和措置を適用するか否かを判断し、条例改正します。 ＊ 概ねの考え方は理解したが、ランニングコストに機械や電気の使用料を含めるかなど詳細な部分を整理していく必要がある。【岸副市長】 → 詳細な部分の整理は必要になりますが、昨年度、総合体育館の使用料を算定する際に基準がなかったことから、まずは方向性を示すために本考え方を策定するものです。 ＊ 住民票の発行手数料は、国が定めたものではないのか。【病院事業管理者】 → 市町村が条例で定めるものです。 ＊ 図書館は法令上、使用料を徴収してもよいのか。【病院事業管理者】 → 法令上、貸し出しには使用料を徴収することはできません。場所の使用に対しては、徴収することができます。 ＊ 公民館は法令上、使用料を徴収してもよいのか。【教育長】 → 部屋を占有利用する場合を除き、公民館を利用することに対して使用料を徴収することはできません。